

大阪市告示第1748号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、大阪都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月25日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の決定に係る土地の区域

(北山町地区地区計画)

大阪市天王寺区北山町地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)